

平成 30 年 4 月

関 係 各 位

大 阪 税 関

「取締強化期間」における協力依頼について

平素より税関行政に対しまして、ご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、大阪税関においては、覚醒剤・麻薬等の不正薬物、銃器、テロ関連物資及び金の密輸阻止を目的として、本年 4 月 23 日（月）から 5 月 10 日（木）までの間を「取締強化期間」と位置付け、水際取締りを更に強化することとしました。特に、金の密輸阻止については、「『ストップ金密輸』緊急対策」として取り組んでいるところあり、今回の取締強化期間においても重点を置くこととしています。

皆様におかれましては、これら対策の趣旨をご理解のうえ、税関の審査・検査等の強化にご協力いただくとともに、不審な貨物を発見された場合、また、不審な情報を入手された場合には、最寄りの税関官署又は税関密輸ダイヤルへ通報くださるようお願い申し上げます。

なお、不審な貨物を発見された場合には、安全確保に十分配慮いただきますようお願いいたします。

連絡は最寄りの税関へ

大阪税関監視部 0 6 - 6 5 7 6 - 3 1 2 3

または、税関密輸ダイヤル（24 時間受付）へお願いします。

税関密輸ダイヤル 0 1 2 0 - 4 6 1 - 9 6 1
シロイ クロイ
(携帯からでも無料)

「税関検査」にご協力を お願いいたします。

4月23日～5月10日は取締強化期間です

税関では、覚醒剤に代表される不正薬物、拳銃・銃砲、金地金、爆発物などのテロ関連物資等の密輸防止に取り組んでいます。

海外旅行者の皆様や輸出入業務に携わる皆様におかれましては、税関検査にご理解とご協力をお願いいたします。

密輸に関する情報は、「**密輸ダイヤル 0120-461-961** シロイ クロイ (24時間対応)」までご連絡ください。



覚醒剤



大麻

拳銃



金地金



門型金属探知機による検査

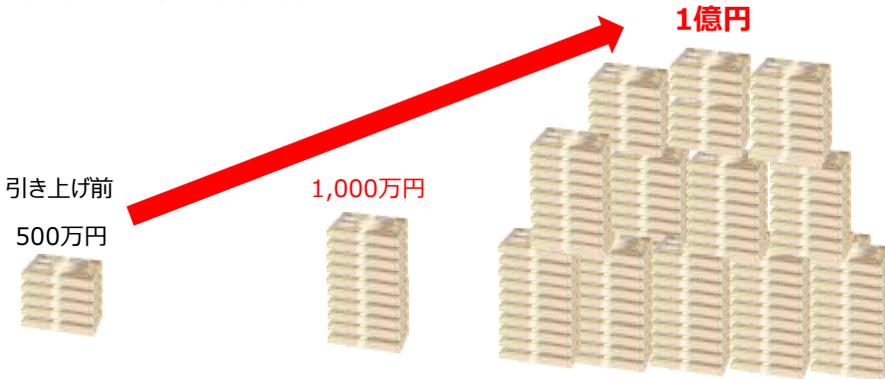


STOP金密輸

平成30年4月から**金密輸**に対する**厳罰化**が図られました。

関税法の罰金額の上限が、

500万円 → **1,000万円**又は**貨物の価格の5倍**に
引き上げられました。



2,000万円の金地金を税関に申告することなく密輸しようとした場合
罰金額の上限は、1億円 (2,000万円×5倍) となります。



ホームページ : <http://www.customs.go.jp/>

YouTube : <http://www.youtube.com/user/mof>

Twitter : https://twitter.com/custom_kun

Facebook : <https://www.facebook.com/Japan.Customs>



税関



取締強化期間実施中！

平成30年4月23日(月)～5月10日(木)

麻薬・拳銃・テロ関連物資・金の
密輸阻止のため、

税関検査や情報提供などにご協力下さい。



「STOP金密輸」
対策実施中

連絡は最寄りの税関へ

大阪税関監視部 06-6576-3123

または、税関密輸ダイヤルへお願いします。

密輸ダイヤル(24時間受付) 0120-461-961

(携帯からでも無料)



大阪税関